

政策評価制度の見直し

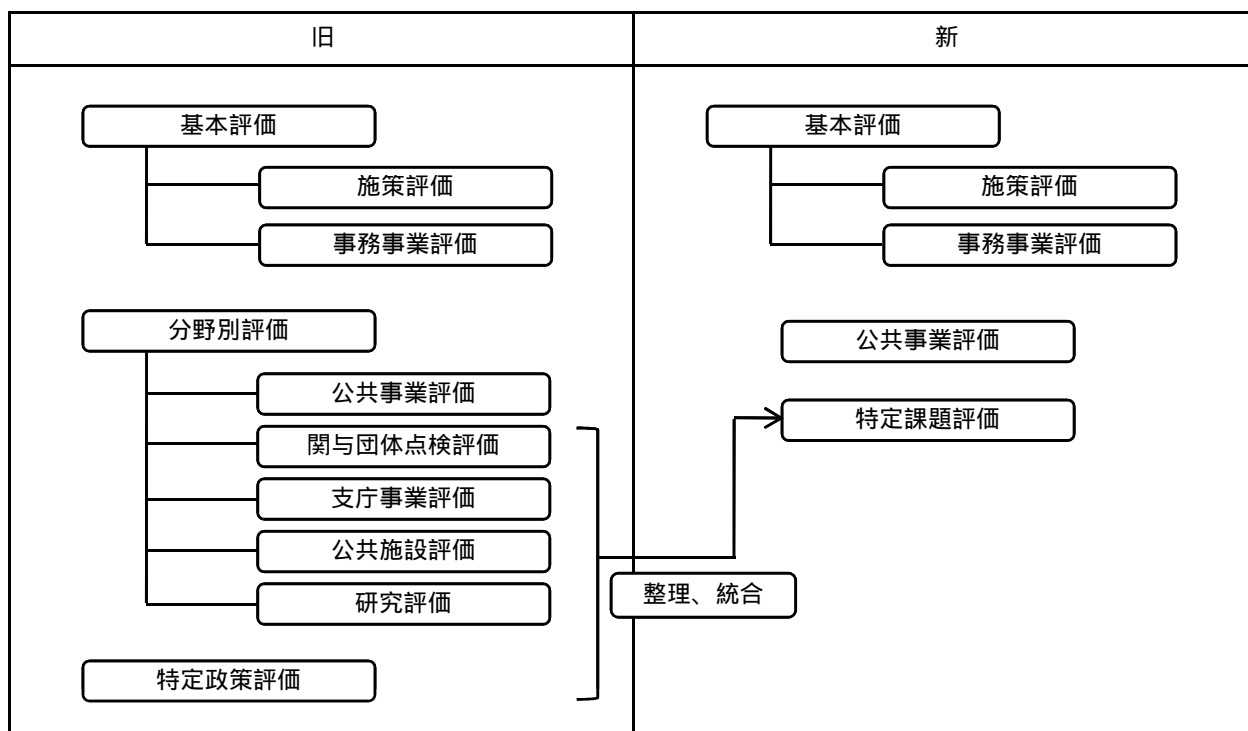
1 政策評価制度の見直し

政策評価制度がその時々々の行政ニーズに機動的に対応できるよう新たな政策評価の区分の設定を行うとともに、政策評価結果の予算の編成及び執行等への反映をより一層図るため、平成22年第1回定例道議会において政策評価条例を改正し、平成22年4月から新たな政策評価制度に取組むこととしました。

2 制度（政策評価条例）の見直し内容

(1) 政策評価区分の見直し

政策評価区分を見直し、新たに特定課題評価を設定しました。



【特定課題評価】

特定課題評価は、その時々々の行政ニーズに対応し機動的にテーマを設定し評価を行うものであり、評価に当たっては、政策評価委員会による公開ヒアリング等を行うなど、外部評価の仕組みを導入し、評価の透明性や道民への説明責任の向上を図るとともに、職員の意識改革にもつなげて行くものです。

(2) 評価結果の反映

「PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」の導入を踏まえ、政策評価の結果を予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に適切に反映することについて明確化を図りました。

【PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム】

平成20年2月に策定した「新たな行財政改革の見直し（改訂版）」に基づき、新しい総合計画と連動した「目標管理型行政運営システム」の導入や、政策評価・予算・組織編成手続きの見直しなど「PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」を構築しました。

道庁経営の視点に立って、各部長が所管する分野に係る政策目標と策定(P:Plan)し、実行し(D:Do)、その評価を行い(C:Check)、評価の結果を踏まえて、翌年度の予算編成や組織機構の見直し(A:Action)を行います。

(3) 二段階評価の明確化

平成21年度まで「実施機関が行う政策評価」と「知事が行う政策評価」の二段階評価制度により評価を実施していましたが、各段階の評価について明確化を図りました。

- ・「実施機関が行う政策評価」を「一次政策評価」に改称
- ・「知事が行う政策評価」を「二次政策評価」に改称



政策評価の取組み状況

年度	基本評価				分野別評価						特定 政策 評価	特定 課題 評価
	施策 評価	事務事業評価		公共事業評価		関与 団体 点検 評価	研究評価		地域 政策 事業 評価	公共 施設 評価		
		中間 評価	事前 評価	公共 事業 再評価	大規模 事前 評価		研究 課題 評価	研究 機関 評価				
9	時のアセスメントの開始（11年度まで9施策）											
10		試行		試行								
11												
政策評価（政策アセスメント）実施要領の策定												
12	-						試行					
13					試行					試行		
14	-				試行							
北海道政策評価条例の制定												
15	-		試行					-		試行	-	
16			試行					-		-	-	
17	-		試行								-	
18			試行					-		-	-	
19	-		試行					-		-	-	
20			-					-	-		-	
21			-					-	-		-	
22			-			廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	
政策評価条例の改正（特定課題評価を新設、分野別評価は公共事業評価を除いて廃止、特定政策評価を廃止）												

注1：「試行」は試行実施、「」は評価実施、「-」は未実施

注2：公共施設評価は13年度空間施設（建築物等）の試行、14年度空間施設の評価、15年度面的施設（公園等）の試行、17年度空間・面的施設、20年度文教施設及び地方独立行政法人へ移行しない試験研究機関、21年度施設のあり方を評価

注3：特定政策評価は、14年度に「道道静内中札内線（道管理区間）の今後の整備の進め方」について実施